

農地転用許可（または届出）から地目変更までの流れ

1. 農地転用許可（または届出） 農業委員会 ⇒許可指令書（または受理通知書）の交付
2. 権利の移転・設定登記 ※5条の場合 法務局
3. 工事完了報告 ※県許可の場合 農業委員会
4. 転用事実確認証明願 農業委員会 ⇒証明書の交付
5. 地目変更登記 法務局 ※転用事実確認証明書と許可指令書（または受理通知書）**（要）**

「工事完了報告書」に係る提出書類

1. 工事完了報告書（様式14号：2部）
2. 添付書類（各2部）
 - ①許可を受けた土地全体が判明できる写真
 - ②見取り図
 - ③許可指令書の写し
3. 参考（提出後の農業委員会の処理）
 - ①農委による現地調査（事業計画どおりに工事が完了しているか）
 - ②「工事完了にかかる確認書」に農委による意見を付して、2部のうち1部を県へ提出

「転用事実確認証明願」に係る提出書類

1. 転用事実確認証明願（様式44号：1部）
2. 添付書類：証明願地の位置と判断に関する書面（各1部）
 - ①公図の写し
 - ②現況写真（方向を変えて2～4枚程度）
 - ③案内図（住宅地図の写し等）
 - ④許可書（または受理通知書）の写し
 - ⑤委任状 ※代理人が提出する場合
3. その他
 - ①申請者は、「譲受人または譲渡人（4条の場合は土地所有者）」です。
 - ②県許可の転用は、「工事完了報告書（様式第14号：2部）」を提出してください。